

ソルティーロフィールド柏における撮影についての取扱要領

1 趣旨

この要領は、ソルティーロフィールド柏における撮影に関し、必要な事項を定める。

2 撮影許可の条件

- (1) イオンモール柏のテナント企業等の営業に支障を及ぼさない時間、場所及び撮影方法であること。
- (2) 撮影内容が、ソルティーロ株式会社およびイオンモールの信用等を損なうものでないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 撮影した写真、動画等を目的以外に使用しないこと。また、SOLTILO 株式会社の許可なく他で公開しないこと。
- (5) 撮影に際し、建物、土地、外構の形状等の改変を行わないこと。撮影現場の原状復帰は撮影者側が責任を持って行うこと。
- (6) 施設、設備等が破損した場合は弁償すること。
- (7) 近隣に迷惑をかけないこと。
- (8) 撮影に要する電源等必要な機材は、原則として撮影者側が用意すること。
- (9) 撮影料は原則として無料とする。ただし、施設設備等を占有する場合又は SOLTILO 株式会社の負担が大きいと考えられる場合は有料とすることがある。なお、その場合の料金については、撮影の目的等を考慮し、別に定める。
- (10) 撮影に当たり、イオンモール柏の職員、来場者等の権利を侵害しないこと。
- (11) 撮影に当たっては、SOLTILO 株式会社およびイオンモール柏の立会者の指示に従うこと。
- (12) 原則として「撮影会場協力：ソルティーロフィールド柏」等のクレジットを表記すること。

3 申請方法

- (1) 原則として撮影日の一週間前までに、撮影の企画・内容等について事前相談すること。
- (2) SOLTILO 株式会社の内諾を得た場合は、撮影日の 3 日前までに別紙 1 「ソルティーロフィールド柏における撮影許可申請書」を提出すること。